

小田原市「協働のガイドライン」～よりよい協働を目指して～ (案)

[目次]

1. はじめに

1-1 作成の目的

1-2 作成の背景

2. 協働の考え方

2-1 協働の定義

2-2 協働の基本原則

2-3 なぜ市民活動団体と行政は協働を推進するのか

2-4 協働に適した領域と事業（対象とするもの）

2-5 協働の形態と種類

2-6 協働事業の具体例

3. 協働の進め方

3-1 事業計画

3-1-1 計画のポイント（目的・役割分担・形態等）

3-1-2 協働相手の検討

3-1-3 手続き方法

3-1-4 実施前に確認事項の明文化

3-2 事業実施

3-2-1 実施する上での注意事項

3-3 事業報告

3-3-1 報告の目的と方法

3-3-2 評価の方法と着眼点

3-4 今後の事業の進め方

4. おわりに

関係資料

関係法令や協定書等の様式集

- ・ 小田原市市民活動推進条例
- ・ 小田原市自治基本条例 など

第5次小田原市総合計画では、将来の都市像を「市民の力で未来を拓く希望のまち」としています。総合計画の将来像を実現するため、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことが必要ですが、このガイドラインは、事業推進に当たり、市民活動団体・事業者・大学等と市との協働に関する基本的な事項について示し、活用していくものです。

## 1. はじめに

### 1-1 作成の目的

このガイドラインは、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むにあたり、第5次小田原市総合計画に掲げる将来都市像である「市民の力で未来を拓く希望のまち」を実現することを目的として、市民活動団体・事業者・大学等と市との協働に関する基本的な事項について示し、活用していくものです。

### 1-1 市民活動と地域活動の充実・促進を図ることを加える

### 1-2 作成の背景

社会状況の変化や人々の価値観の多様化変化により、少子高齢化や環境、教育の問題などさまざまな課題が現れてきていますが、~~市民の価値観やニーズも多様化する中、~~こうした課題に対し、行政が市域全体に一律の公共サービスを実施するという従来型の手法だけで解決していくことは難しくなっています。

また、市民のまちづくりに対する関心や意識も高まっており、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、企業、大学等、さまざまな主体が担い手となつてのまちづくり活動も進められていることから、それぞれの持つ特性や資源を生かすことで、より市民ニーズに合ったサービスの提供や、地域に生じる課題に柔軟に対応することが可能になると考えられます。

本市では、平成15年7月、市民活動の活性化と、協働による真に豊かで魅力と活力にあふれる地域社会の実現を目指し、「小田原市市民活動推進条例」が施行されました。平成23年4月にスタートした小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」では、地域資源を生かした新しい小田原の将来都市像を描き、その実現のために市民と行政が協働してまちづくりに取り組む必要性があることを示しています。平成24年1月からは「小田原市自治基本条例」が施行され、市民がより一層いきいきと暮らし続けられるまちにしていくなために、市民が自ら考え行動していく力を生かし、それぞれが自治の担い手として協働することを基本とした自治の推進を目指すこととしています。

しかし、協働の形態は様々なものがあり、さらに事業を推進するにあたって留意すべき事項も多くあるため、このガイドラインは協働のまちづくりを具体的に推進するにあたり、このガイドラインでは、協働のまちづくりを具体的に推進するために市民活動団体等と市が共有すべき基本的な考え方をまとめたものです。

## 2. 協働の考え方

### 2-1 協働の定義

小田原市市民活動推進条例では、「『協働』とは、市民活動を行うもの、市民、事業者及び市が対等の立場で互いの特性を生かし、協力し合うこと」、また、小田原市自治基本条例では、「相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出し合い、並びに協力し合うこと」と定義しています。

協働の実現に向けては、社会を構成する多様な主体（地域活動団体、市民活動団体、事

業者、行政等) が担い手となり、それぞれが対等の立場で、同じ目的のもと、信頼関係を持って、それぞれの役割・責任を担いながら協力・連携していく、ということが必要な要素になります。

## 2-2 協働の基本原則

協働事業をより効果的に進めていくには、事業に取り組むすべての担い手が次の基本的原則を理解し、それを常に意識しながら進めていくことが重要です。ここでは、そのポイントについて説明します。

### ○目的共有

…協働することの目的を明確にし、共有すること。

○目的共有 → ○課題認識と目的の共有  
…地域社会の課題や解決すべき課題とどのように変える必要があるか(目的)を明確にし、共有すること  
【⇒目的を明確にする際には、課題を認識していると思われる】

### ○相互理解

…互いの立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、対等の関係で、相互に理解し合うこと。

### ○役割分担の明確化

…互いの役割分担について、適切な機会を設けて相互の合意により決定し、活動の場において公平・公正かつ対等な関係を持つこと。

○役割分担 ○自立・責任(二項目をまとめて)  
→○役割分担と責任の明確化  
…相互の役割分担と責任を明確にすること

### ○自立・責任

…互いに依存することなく、活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重すること。

### ○透明性の確保

…相互の関係や協働の内容を明らかにし、協働事業のプロセスや成果に関する情報を公開し、透明性を確保すること。

## 《ここがポイント①》

### 『協働することが目的?』

協働を進めていく上で注意しなくてはならないことは、「協働することが目的ではない」ということです。協働は、あくまでも社会的課題を解決するための合理的な手段の一つにすぎません。

より良い「まちづくり」のために協働という手段を選択し、それにより実施した結果が協働事業となります。社会的課題を解決していくためには、まずは、解決にあたっていく主体の自主性、自己責任を明確にし、あわせて透明性を確保していくことが求められます。

## 《ここがポイント②》

### 『協働すると経費削減になる？』

協働は、経費削減のためや行政が果たすべき役割・責任の軽減のために行うものではありません。市民活動団体は利益の獲得を目的としていないことから、営利企業と比較すると低コストでサービスを提供することができたり、行政の既存のシステムを見直すことで行政サービスの効率化を図ったりすることができ、結果的に経費の削減につながることはあります。

しかし、あくまでも協働は、社会的課題や地域課題を解決するために行うことであり、経費削減はその二次的結果であるということを忘れてはいけません。

市民活動団体は、狭義と広義の両方があると思いますが、いずれにしても、行政以外の担い手の呼称が必要と思われます。

【⇒担い手を1-1や2-1では広く定義しており、2-3以降は市民活動団体に視点を当てたものになっている。表現方法等要検討】

### 2-3 市民活動団体と行政はなぜ協働を推進するのか

市民の価値観や行政へのニーズが多様化する中、発生する重要課題に対し、多くの資源を集中して取り組んで行くことは可能であっても、市域全体に対して一律の公共サービスを提供する手法だけで解決していくことは難しくなっています。

そこで、先駆性・専門性・柔軟性・機動性などの特性を持つ、市民活動団体と協働で事業を実施し、それぞれの持つ資源を活かし合うことにより、こうした課題の解決と市民ニーズに即したサービスの提供と次のようなメリットが期待できます。

#### 期待されるメリット

##### ア 市民活動団体にとってのメリット

- ・自らの特性を活かしながら、団体の目的を効果的に実現することができるようになるとともに、活動の場や幅が広がる。
- ・行政が持つ資源や情報などを活用できる。
- ・委託費や補助金収入により活動に必要な資金を確保することができる。
- ・団体の持つ情報や知識を行政に伝えることができる。
- ・団体に対する社会的信頼性や認知度が向上する。

##### イ 行政にとってのメリット

- ・市民のニーズに即した公共サービスが提供できる。
- ・行政への市民参加が進み「新しい公共の担い手」を創出できる。
- ・「公共サービスは全て行政が担う」という考えから脱却し、今後の業務のあり方を見直す機会となる。
- ・市民活動団体等が持つ特性が活かされることにより協働に対する職員の意識が向上す

る。

- ・施策の企画立案段階から市民が参画する機会が増え、行政の透明性をより一層、向上できる。

#### ウ 市民にとってのメリット

- ・ニーズに合ったきめ細かで柔軟な公共サービスが受けられる。
- ・サービスの選択肢が増える。
- ・市民活動を知る機会が増え、市民活動に参加する動機を得られる。

### 2-4 協働に適した領域と事業（対象とするもの）

市民活動団体が行っている取り組みや事業には、公益性の高いものがあり、市が行っている施策や事業と、その目的・対象が重なり合う領域があります。こうした重なり合う領域を協働で実施できるかどうか、検討するところから着手します。

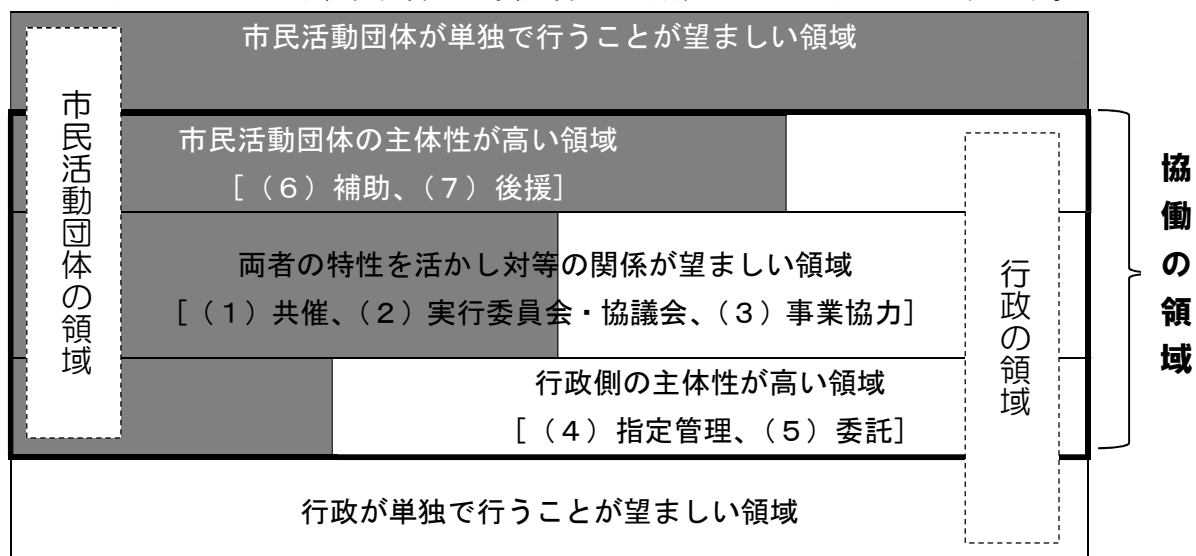
2-5の文中 (1) … (2) …の文章が気になりました。  
【⇒一般的な記載方法だと思われる】

### 2-5 協働の形態と種類

市民と行政との信頼関係に基づいた協働型のまちづくりを進めるためには、事業の目的と内容、期待する効果、協働事業を行うパートナーの特性や保有する資源等に応じて、最も効果的で効率的な協働の形態を適切に選択することが重要となります。

以下は、事業を実施する上での、協働事業を行うパートナーとなる市民活動団体と行政の活動領域を踏まえ、相互の関係性という観点で分類したものです。(1) 共催、(2) 実行委員会・協議会、(3) 事業協力は関わる度合いが対等に近いもの、(4) 指定管理者、(5) 委託は行政側の主体性が高いもの、(6) 補助、(7) 後援は協働事業を行うパートナー側の主体性が高いものとなります。

どの形態においても、役割分担や費用分担を明確にしておくことが大切です。



後段に具体的な事例がありますが、ここでも例えば〇〇等、  
簡単でいいですから説明があればと思います。

【⇒事業名だけでは事業内容がわかりづらい〔2-6協働事業  
の具体例〕と併せて検討】

#### (1) 共催

地域活動団体や市民活動団体等と行政が、それぞれ主催者となって、ともに一つの事業を行う形態です。

＜ポイント＞

※取り組みの企画・検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

※相互の役割分担、経費負担、リスク分担などの取り決めが重要です。

※参画する主体全てに主催者としての責任と自覚が求められます。

#### (2) 実行委員会・協議会

地域活動団体や市民活動団体等と行政で構成された実行委員会や協議会が主催者となって事業を行う形態です。

＜ポイント＞

※取り組みの企画・検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

※相互の役割分担、経費負担などの取り決めが重要です。

※団体にも主催者としての社会的責任が求められます。

行政提案型協働事業、市民提案型協働事業も項目出しをしたらどうか  
【⇒提案型協働事業は、協働の形態ではなく協働推進施策の一つ】

#### (3) 事業協力

地域活動団体や市民活動団体等と行政とが、対等の立場で、お互いの得意な分野を出し合い、経費分担や役割分担などを決めて、事業実施中は継続的に協力して取り組む形態です。

負担金等、金銭に関する契約行為を伴うものと、アダプトプログラム等、金銭に関する契約行為を伴わないものがあります。

＜ポイント＞

※一般的に、目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などの項目を取り決めた協定を締結します。

※パートナーから出された提案は、内容によっては対応が困難な場合には、その理由を明らかにするなど、提案内容を率直に受け止め、真摯に取り組むことが大切です。

※日ごろからパートナーとの率直な意見・情報交換等を通じて、相互が自らの特性を活かした具体的な提案をすることができるように努める必要があります。

#### (4) 指定管理者

民間が持っているノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上等を図ることを目的として、事業者、地域活動団体、市民活動団体といった団体が指定管理者としての指定を受け、それぞれの能力や特長を活かして、行政に代わって施設の管理運営を行う形態です。

<ポイント>

※施設の設置目的の実現に向け、民間事業者のノウハウを生かすことが必要になります。

※指定の手続きは条例で定め、管理者の指定には議会の議決が必要となります。

#### (5) 委託

本来行政が責任を持って担うべき分野として考えられている領域において、地域活動団体や市民活動団体等の有する専門性、柔軟性、先駆性などの特性を活用し、より効果的に取り組みを進めるために、業務を委託する形態です。

<ポイント>

※協働の実施形態としての委託は、行政の下請けとしてではなく、行政が自ら実施するよりもより良い成果を上げられるという判断のもとに行います。

※一般的に実施されている業務委託（保守点検等）とは異なり、また、財政負担の軽減のみを目的として委託するという考えではなく、団体の提案・企画を仕様書に取り入れて、事業の実施過程での協議の場を設定するなど、相互の意思疎通を図るとともに、団体の特性を活かす形で実施します。

※事業実施に関する責任は、原則として委託する行政側が負うこととなります。このため、確実な履行が確保されるよう、委託先の選定に当たっては、相手方の事業遂行能力について十分な検討が必要となります。

※受託者は契約書や仕様書に記載された内容を履行する義務が発生します。

**「市民活動応援補助金」に変更**

**【⇒市民活動応援補助金以外にも事業ごとに補助金はある】**

#### (6) 補助

地域活動団体や市民活動団体等が主体的に行う公益性の高い事業を支援するため、行政が補助金を交付する形態です。

<ポイント>

**補助金交付に係る「時限設定」の表現が必要か検討**

※その事業を実施することで地域の課題解決に寄与するなど、両者の目的を達成するための手段として適当である場合の補助が該当し、団体の育成を支援することを専ら目的とする補助は該当しません。

※団体の自主性を保持するためには、補助金のみには頼り、行政に依存する体質にならないようにすることが大切です。

#### (7) 後援

地域活動団体や市民活動団体等が主催する取り組みに対して、行政が後援という形で名を連ねることや、逆に、行政主催のイベント等に地域活動団体や市民活動団体等が後援と

いう形で名を連ねる形態です。

<ポイント>

※行政の後援によって、団体の活動に対する社会的な理解や信頼が増すことが期待できます。

※団体からの後援によって、地域社会との密着性や親しみが生まれることが期待できます。

※後援依頼を受けた場合は、その事業の目的や内容を十分に理解して、後援するかどうか、責任を持って判断することが大切です。



形態ごとに一つの事例でよいのではないか。

事例は別紙にして、本編から外した方がよいのではないか。

## 2-6 協働事業の具体例

事業名：子育てマップ（ぴんたっこ）発行事業（委託）【平成23年度実施】

協働事業パートナー	NPO法人mama's hug 子育て政策課	
事業目的・概要	子育てに役立つさまざまな情報を掲載した子育てマップ「ぴんたっこ」を、市民活動団体と行政の協働で発行することにより、子育て家庭が必要とする情報をより適切に届けられるようにする。	
事業費	400,000円	
役割分担	団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報収集、紙面の編集</li><li>・広告スポンサーの対応</li><li>・紙面の方針、構成の検討</li></ul>
	行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政情報の収集、提供</li><li>・関係機関調整、周知</li><li>・紙面の方針、構成の検討</li></ul>
事業の成果	<ul style="list-style-type: none"><li>・「保護者にとって必要なもの」という考え方により作成され、手に取りやすく、親しみやすいものに仕上がった。</li><li>・団体と行政の視点や立場の違いが理解でき、コミュニケーションを深めることができた。</li></ul>	
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・今回実現しなかった広告スポンサーの活用</li><li>・進行管理の時期や手順、校正の日数に至るまでの確認、取り決めが不足していたため、行き違いにつながった。</li><li>・この事業に保護者だけでなく、地域の人たちにも関わってもらい、行政と地域と子育て世代の保護者をつなぐものになると良い。</li></ul>	



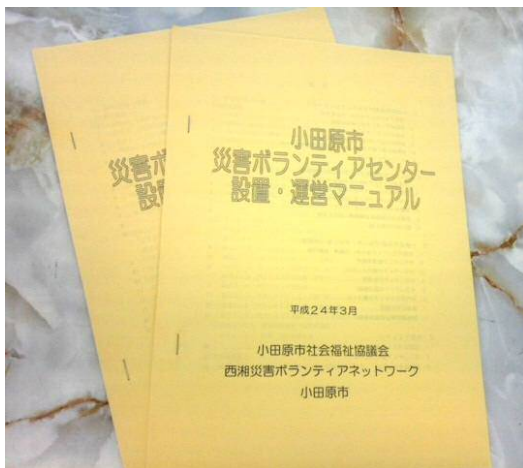
事業名：リサイクル・リユースフェア開催事業（事業協力）【平成23年度実施】

協働事業パートナー		まちをきれいにする会 環境政策課
事業目的・概要		イベントを通じて物を大切に長く使うことの必要性を訴え、ごみの減量やリサイクルを推進する環境意識の啓発を図ることを目的に、「リサイクル・リユースフェア」を開催し、中古家具の販売やフリーマーケット、環境団体の活動紹介などを行う。
事業費		20,000円
役割分担	団体	・環境関連グッズの展示・販売 ・清掃活動などの紹介
	行政	・会場・用品などの確保 ・リサイクル家具の準備・販売
事業の成果		・物を大切に長く使い、ごみの減量やリサイクルを推進する環境意識の啓発を図ることができた。 ・協働で取り組んだことにより、団体の柔軟な発想を取り入れた企画を考案することができた。
課題		・周知方法を工夫し、来場者を増加させる工夫を講じる必要がある。 ・事業成果を高めるためには、固定化したイベントにならないように、新しい企画を考案する必要がある。



事業名：災害救援ボランティア支援事業（事業協力）【平成23年度実施】

協働事業パートナー		西湘災害ボランティアネットワーク 防災対策課・地域政策課・社会福祉協議会
事業目的・概要		小田原市に大災害が発生した後に、小田原市災害救援ボランティアセンターを早期に立ち上げ、受援力を向上することでボランティアの力を引き出し、多種多様な活動ニーズに迅速に対応できるような体制を整える必要がある。迅速に復興を進める一助として災害救援ボランティアセンターのマニュアルを作成する。
事業費		50,000円
役割分担	団体	・災害時のボランティアセンターの設立・運営に関するマニュアルの作成
	行政	・関係機関との連絡調整 ・ボランティアセンター設置運営に関する広報活動
事業の成果		・様々な経験を持った人間が関わったことにより、市の実情に合ったマニュアルを作成することができた。 ・多面的な意見交換を行うことができたため、それぞれの考えが見えてきたことから、訓練実施や発災時に向けた連携強化ができた。
課題		・今後も協働で訓練実施をし、マニュアルを検証しながら発災時に備える必要がある。 ・多くの人に災害ボランティアセンターについて知ってもらえるよう、広報活動の <u>を</u> 充実と工夫を検討する必要がある。



事業名：まちをきれいにする事業（補助）【平成23年度実施】

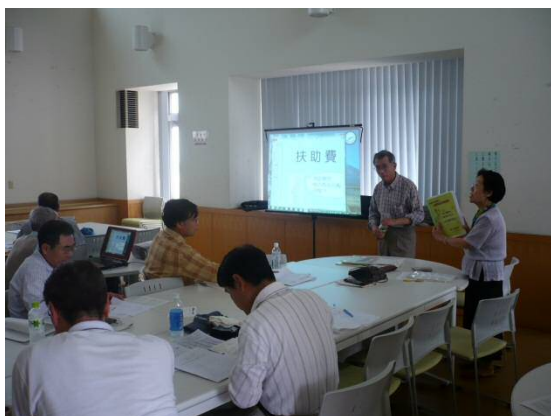
協働事業パートナー		まちをきれいにする会 環境保護課
事業目的・概要		市内全域を対象にガードレールや電柱等の落書き落としを行うとともに、環境美化促進重点地区である小田原駅周辺の清掃活動を実施して、小田原をきれいなまちにする。また、多くの人の環境美化意識の向上が図られるように、地域住民にも協力を呼びかけて <u>い行く</u> 。
事業費		169,593円（うち市補助金80,000円）
役割分担	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃活動の実施</li> <li>・落書きの消去</li> <li>・地域住民等との連絡調整</li> </ul>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用機材の運搬協力</li> <li>・管理者等との連絡調整</li> </ul>
事業の成果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民をはじめ、児童・生徒・PTAに参加を呼びかけ、一緒に実施してもらえたことにより、環境美化に対する意識の向上が見られた。</li> <li>・市内の落書きを1,800個以上消すことができた。</li> <li>・美化清掃時のごみの量が減ってきている。</li> </ul>
課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消しきれっていない落書きがまだ残っているので今後消去する。</li> <li>・中心に動いている団体メンバーの高齢化により、人材が不足してきている。</li> <li>・新たな落書きの通報、落書き消しへの協力等、更なる地域住民（自治会など）との協力関係の構築。</li> </ul>



応援補助金自体は「団体の育成を支援することを専ら目的とする」ととらえていました。具体例に載せることで、応援補助金＝協働事業と誤解される危険があるように感じます。  
【⇒応援補助金の交付事業の中には、行政との協働による取り組みも含まれる】

事業名：市民の視点でとらえた「市民のための、小田原市の財政白書」の作成（補助）【平成23年度実施】

協働事業パートナー		小田原市民財政学習会 財政課
事業目的・概要		市の財政状況は、ホームページや広報誌で公表されているが、市民からは解り難いとの声が多く聞かれる。市民と行政の情報を共有し、より多くの市民が“まちづくり”への関心を深める事を願って、広く市民の参加を募り、市民自らの目線で、できるだけ解り易い財政の報告書作成に取り組む。
事業費		131,600円（うち市補助金100,000円）
役割分担	団体	・財政に関する講座の企画・運営 ・財政白書案の作成
	行政	・講座の講師 ・情報提供
事業の成果		・講座の開催により、今まで財政に関心の薄かった市民に興味を持ってもらうことができた。 ・講座の実施により協力者も増え、広く多くの視点を取り入れた財政白書の原案を作成することができた。 ・行政からの情報提供により、情報収集がしやすく、また関係が身近になった。
課題		・財政には敷居が高いイメージがあるため、更なる工夫をして市民にとって分かりやすい財政白書にする必要がある。 ・財政白書発行後、多くの方の目に触れるよう、配布・活用方法を工夫する必要がある。



事業名：布の絵本づくり講習会及び布の絵本展（事業協力）【平成22年度実施】

協働事業パートナー		手作り布えほん・布おもちゃグループ「ぷっぷ」 図書館
事業目的・概要		布を材料にした絵本づくりと完成した絵本の展示。創作と展示を通じ、親子の図書への親しみを深めることを目的に開催。
事業費		68,000円
役割分担	団体	・講座の講師 ・事業の企画・運営
	行政	・会場の確保 ・事業周知
事業の成果		
課題		

事業名：公共施設里親制度（アダプトプログラム）【平成22年度実施】

協働事業パートナー		小田原城北ローターアクトクラブ みどり公園課
事業目的・概要		公共施設里親制度（アダプトプログラム）は、市民や企業等が里親となり、道路又は公園等を養子とみなし、定期的に清掃・美化などの面倒をみてもらうボランティア活動であり、行政は清掃用具の提供などを行っている。
事業費		
役割分担	団体	・公園や道路の清掃、簡易な除草 ・情報の提供
	行政	・清掃用具の提供
事業の成果		
課題		

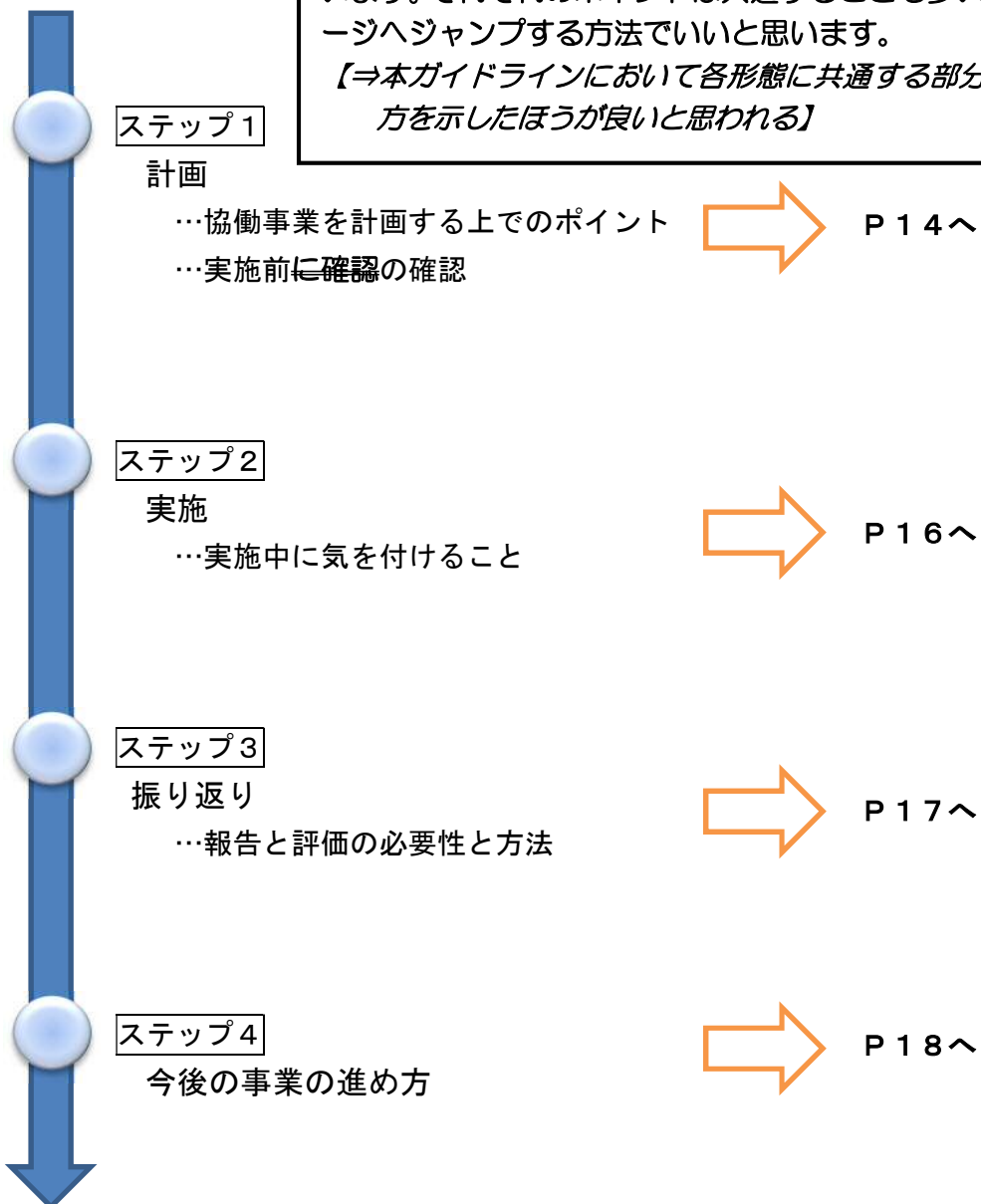
### 3. 協働の進め方

協働事業を進める過程は、計画（役割分担、意見交換、企画立案）、実施（確認事項、中間確認）、振り返り（報告、評価、見直し）のステップに分かれます。

ここで、忘れてはいけないのが、協働の考え方です（P 2～6 を参照）。

これは、協働する上での前提条件であり、常にお互いが意識しながら進めていく必要があります。

#### 進め方のフロー



### 3-1 計画

#### 3-1-1 計画のポイント（目的・役割分担・形態等）

ここでは協働事業を計画するうえでのポイントを紹介します。

##### ア 協働に適した事業か

事業を企画するときに、その事業は「協働に適した事業か」を検討しましょう。

市内では、もともと多くの協働事業が実施されています。これから、協働事業を行うにあたっては、改めて次のチェック項目に留意しましょう。（すべての項目に該当しなければならぬものではありません）

その際には、行政と市民活動団体等との意見交換の内容を踏まえて判断することが重要です。

#### 協働事業のチェック項目

##### ○事業の妥当性

- ・ 協働によって、市民ニーズに合ったサービスが提供できるか。
- ・ 市民にとって本当に解決すべき課題か。

##### ○事業の実現性・発展性

- ・ 協働により市民サービスの向上は見込めるか。
- ・ 協働により事業効率は向上するか。

##### ○費用の妥当性

- ・ 事業に係る経費は妥当か。
- ・ 費用と効果のバランスが取れているか。

##### ○協働の効果

- ・ 協働により実施した場合のメリットは大きいか。
- ・ 協働でやることの「相乗効果」はなにか。

##### ○実施主体の能力

- ・ 目的の達成・解決のために必要なのは誰か。
- ・ 市民活動団体等の特性を活かすことができるか。

##### イ 形態の選択

協働の形態と種類を検討しましょう。

「2-6 協働の形態と種類（P 4～7）」を参考に、どのような手法で実施するのが適切か検討します。事業の内容や目指す目的・効果等を十分に検討したうえで、最適な手法を選択する必要があります。



#### ウ 事業目的の共有化

課題を十分に把握し、事業目的を共有しましょう。

協働は、市民活動団体や行政単独で対応するより、協働によりさらに効果が見込まれる課題に取り組むことが必要です。そのため、特性が異なる両者が地域の課題を共有し、協働により解決する目的や成果目標を理解し、確認することが重要です。

#### エ 適切な役割分担

役割と責任の分担など、事業の実施方法を両者で確認しましょう。

協働により事業を実施するためには、両者の考え方や手法の違いを理解し、どのような役割分担のもとに相乗効果が期待できるか協議が必要です。

このことにより相互に自主性を尊重し、対等の関係と相互理解のもとに協働を進めることができます。

#### オ 経費負担の明確化

事業経費を想定して経費負担を明確化しましょう。

どの経費をどちらがどこまで負担するのか、また、資金の管理方法が明確になっているか確認し、トラブルの無いようにします。

#### カ 評価方法と成果物の確認

事業終了時を想定し、評価方法を事前に確認しましょう。

評価の方法を事業開始前に決めておくことで、事業が終了した時の達成度が分かり、事業が振り返りやすくなります。また、冊子を作成するなど、成果物がある場合は、その帰属についても明確にしておくことが有効です。

### 3-1-2 協働相手の検討

事業に最も適した協働相手の選定をします。

#### ア 実施内容に応じた協働相手の検討

行政が協働相手を検討する際には、事前に基準や選定方法を明確にするとともに、必要に応じて参加団体が公開で選定プレゼンテーションを行うなど、透明性を確保する必要があります。

行政は、団体の活動内容・実績、団体運営の安定性・継続性、事業遂行能力、財政状況等の十分な検討による適切な協働相手の検討が必要になります。

また、第三者（市民活動推進委員等）の意見も踏まえた協働相手の選定が求められます。

### 3-1-3 手続き方法

明確な手続き方法の明示と十分な準備期間が必要になります。

#### ア 手続き方法

市民活動団体は、企画提案書のほか、応募資格や事業遂行能力などの確認のため組織体制や実績が分かる資料（規約や会則、収支予算書、事業計画書、収支決算書等）を準備しましょう。（必要資料は事業により異なります）資料の準備には時間がかかりますので、余裕を持って準備し、必要に応じて行政に相談しましょう。

行政は、提出書類の種類と部数、提出期限、提出方法について、あらかじめ募集要項に明記しておく必要があります。

### 3-1-4 実施前に確認事項の明文化

事業の実施前に計画のポイントを踏まえた内容を文書化しましょう。

#### ア 計画のポイントの明文化

計画のポイントで協議した内容を文書化し、両者で合意した上で、協定を締結します。協議により確認、合意した内容については、いつでも確認できるようにしておきましょう。

補助事業など、団体の主体性が高い事業についても、補助の規定を踏まえた上で、協議によって確定した重要事項は文書化しておきましょう。

## 3-2 事業実施

### 3-2-1 実施する上での注意事項

事業の実施段階では、次のことに注意するとともに、常に協働の考え方を意識しながら進めましょう。

#### ア 協働相手とのコミュニケーション

事業が始まったら一方に任せきりにせず、コミュニケーションを積極的に取り、現場にも足を運ぶなど、事業の進捗状況を共有していくことが重要です。両者が現場を知ること、コミュニケーションが深まり、相互理解が進みます。

#### イ 段階ごとの目標設定

事業全体の目標だけではなく、段階ごとに目標を設定して進めることで、課題と進捗状況が把握しやすくなります。

#### ウ 実施中の振り返り

事業が始まってしまうと、途中のチェックや振り返りを怠りがちです。事業スケジュール

ルの確認や現状の課題について、忌憚なく話し合い、改善点の抽出や事業の軌道修正を図ることで、その後の事業の取り組みがより円滑になります。定期的に意見交換をする場を設けましょう。

3-3-1、3-3-2に係る「各種様式」も掲載したらいかがでしょう。

【⇒提案型だけを対象としたものではないので、別途制度ごとに定めることが望ましい】

### 3-3 事業報告

#### 3-3-1 報告の目的と方法

事業の実施内容を振り返り、事業の成果・効果を確認して、次年度以降の見通しなどにつなげるために事業報告を行いましょ。う。

3-3-1 ア の最初に「市民活動団体は、」を挿入したらどうか。

【⇒両者でまとめることも想定している】

#### ア 事業成果・効果の確認

実施結果を報告書などにまとめて事業を振り返りましょ。う。

当初の事業計画と照らし合わせ、事業の達成状況や協働のプロセスを振り返り、その効果を両者で検証することは、次年度以降どのように事業を進めるかを考える上で必要になります。

#### イ 説明責任と透明性の確保

報告書の公開や事業報告会を開催し、多くの人に事業結果を伝えるようにましょ。う。

公的事业として実施した協働事業については説明責任が求められます。報告をすることで説明責任を果たすとともに、事業の透明性を確保ましょ。う。また、報告することにより、協働事業や団体の社会的認知度の向上につながることも期待できます。

#### 3-3-2 評価の方法と着眼点

担い手それぞれが自己評価をすることはもちろんのことするだけではなく、相互で評価をして、異なる場から当然生ずる着眼点や意識の違いなどを明らかにすることが、事業の発展や改善には大切ですになります。

評価する内容としては、目的・目標が達成できたかどうか、役割や責任の分担は妥当であったかなどの観点から、実施結果を評価・点検ましょ。う。

また、第三者から評価・アドバイスをもらうことで事業結果を客観的に判断することができます。

#### 評価の着眼点

##### ア 事業目的・目標の達成

- ・事業目的・目標を達成できたか。
- ・経費に見合うサービスの提供（費用対効果）ができたか。
- ・受益者の満足度は得られたか。

##### イ 役割分担の適切性

- ・ 目的共有・役割分担は適切に行えたか。
- ・ 両者の特性や立場を生かすことができたか。
- ・ 十分な協議を行い、両者が対等なパートナーとして実施できたか。

#### ウ 協働実施のメリット

- ・ そもそも協働事業として行うことが適切であったか。
- ・ 選択した協働の形態は適切であったか。
- ・ 単独で行うよりも、相乗効果や波及効果は得られたか。

#### エ 課題・改善点

- ・ 市民にとって本当に解決すべき課題であったか。
- ・ 協働して感じた課題・問題点は何か。

### 3-4 今後の事業の進め方

事業報告や事業評価を参考に今後の事業の進め方について検討しましょう。

協働事業の計画・実施・報告が、協働のゴールではありません。その事業に関わったことで得られた効果や生み出されたアイデア、そして関わったすべての人のエネルギーは、協働に対する個人の意識向上と、行政や団体全体の意識改革につながります。

事業実施の経過と成果をしっかりと振り返って、結果をどのように活かしたり発展させたりするのか、事業を継続するべきか、事業の実施形態はどのようにすべきか、協働事業としての終了をどのように見定めるのかなど、次回の事業を企画・実施する際に、得られた知識や経験を最大限に活かしていきましょう。

#### 4. おわりに

「次回の事業を企画・実施する際に」 を  
「事業を継続するために」と変更したらどうでしょうか。  
【⇒事業や協働の廃止も含めて整理し、事業をより良いもの  
にしていくという趣旨】

文字が多く、少し固いイメージがあります。

特に3. 協働の進め方以降は、今後マニュアルとして使えるような表現の仕方がよろしいかと思われまます。例えば、絵図を用いるなどして、どういうふうに進めていくのかが視覚でとらえられるような工夫がほしいです。